

3. 給水装置工事の手続き

3. 給水装置工事の手続き

3-1 給水装置工事の申し込み

給水装置の新設、改造、修繕（軽微な変更は除く。）及び撤去に関する工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

また、流末装置工事についても給水装置工事と同様に管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

給水装置工事の手続きは、申込者から委任を受けた指定業者が行なうこと。

(1) 申込書類の作成

申込者から委任を受けた指定業者は、申込者に条例及び関連規程の内容を十分説明し必要な書類の作成を行うこと。

作成した書類は、申込者の了解を得たうえで提出すること。

(2) 提出書類

指定業者は、次に掲げる書類のうち必要な書類を提出すること。

表 3-1 提出書類一覧表

	提出書類	備考
1	給水装置工事申込書・しゅん工図（様式-1）	
2	建築確認書（写） ※付近見取図添付のこと	新築家屋の場合
3-1	水道管布設承諾書（様式-2-1）	
3-2	給水装置設置に関する誓約書（様式-2-2）	※民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3に該当する場合
4	水道管撤去工事承諾書（様式-3）	
5	水量計算書	一般住宅（2階建）は除く
6	着工届（様式-4）	掘削工事を行なう場合
7	完成届（様式-5）	掘削工事を行った場合
8	しゅん工検査依頼書（様式-6）	
9	工事写真	掘削工事を行った場合
10	給水工事設計変更・工事中止・申込取消届 （様式-7）	
11	還付申請書（様式-8）	
12	掘削工事書類（様式-9・10・11）	掘削工事を行なう場合
13	給水装置変更届（配水管工事基準参照）	止水栓止工事の場合

(3) 設計審査

設計審査は、給水装置工事の適正な施行を確保するため、工事着工前に給水装置の構造、使用材料等が給水装置工事基準に適合しているか確認するために行うものである。

(4) 市納付金の納入

申込者は、加入金及び手数料等の市納付金を工事着工までに納入しなければならない。

(5) 道路等掘削工事に係る許可申請

道路等掘削工事を行う場合は、道路法・道路交通法・河川法その他法規等の規定により必要な許可申請を行いその許可を受けなければならない。

許可申請に係る図面等は、指定業者が作成するものとする。

道路占用及び道路使用許可については、3-2道路掘削工事の手続きを参照すること。その他、必要な許可申請については、上下水道部の指示によること。

(6) 分岐立会

分岐工事等を行うときは、前日までに着工届を提出しなければならない。

なお、夜間工事の場合は、日程調整をしなければならない。

分岐立会は、配水管からの分岐及びメータまでの配管等が工事基準に適合し施工されていることの確認を行う。

(7) 工事の取消し

工事を取消す場合は、給水装置工事設計変更・工事中止・申込取消届を管理者に提出しなければならない。

また、すでに市納付金を納付している場合、還付申請書を提出し還付を受けること。

(8) しゅん工検査

工事が完成し、しゅん工検査を受けようとするときは、しゅん工検査依頼書を提出し日程の調整を行わなければならない。

しゅん工検査依頼書には、しゅん工図・工事写真等検査に必要な書類を添付すること。なお、主任技術者はしゅん工検査に立会わなければならない。

(9) しゅん工検査後の手続き

しゅん工検査後は、速やかに上下水道部が発行する検査済書を宇治市水道工事受付センターに持参し使用用途の変更等の手続きを行うこと。

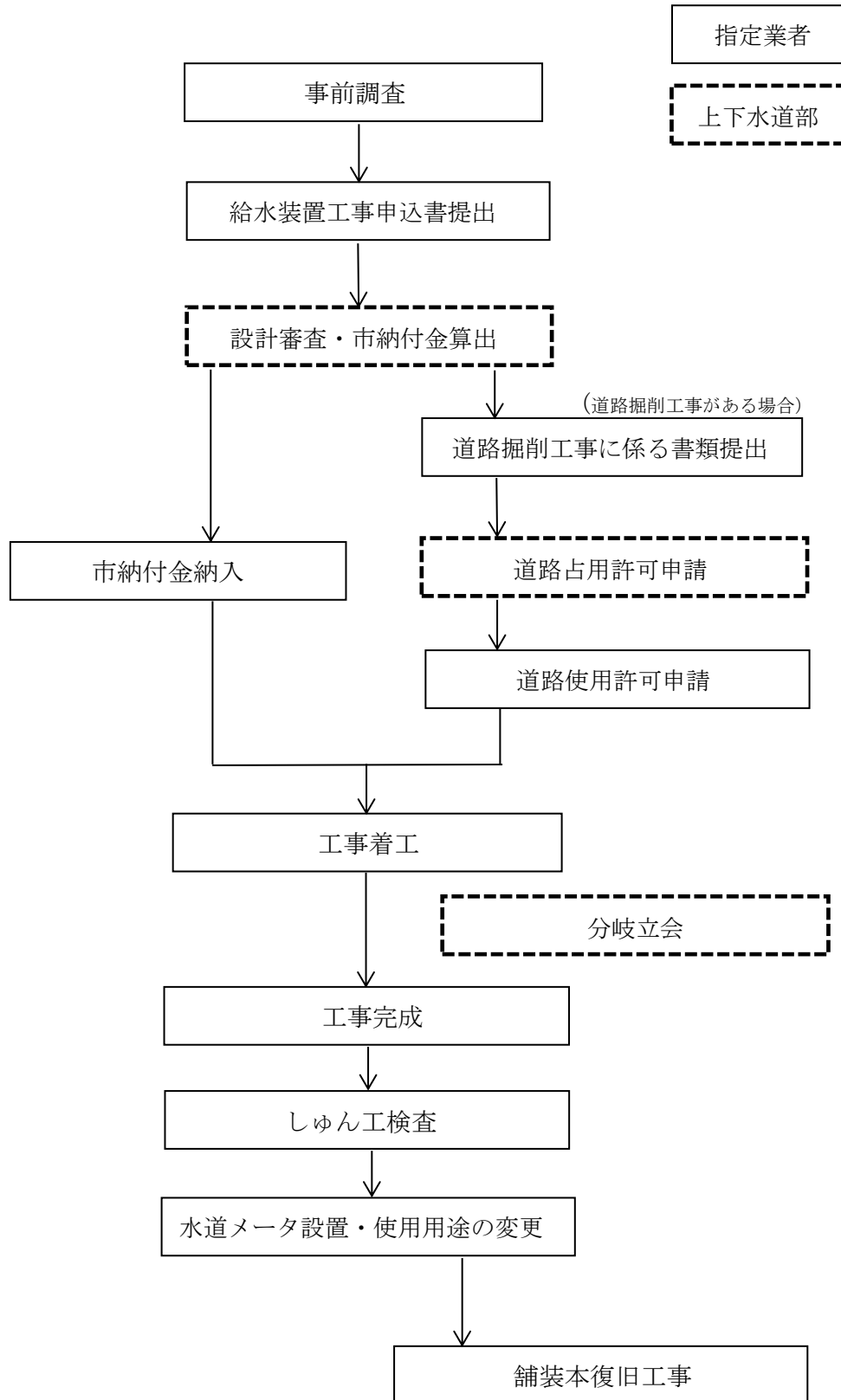
(10) 舗装本復旧工事

舗装本復旧工事が完成すれば、完成届を提出すること。なお、完成届には、工事写真を添付すること。

(11) 臨時工事用給水の申し込み

各種工事用に給水が必要な場合、必ず給水装置工事申込書等の提出を行い使用すること。

(12) 給水装置工事のフロー



3-2 道路掘削工事の手続き

(1) 道路掘削工事提出書類

道路掘削工事を行なう場合、指定業者は、次に掲げる書類を作成し宇治市水道工事受付センターに提出すること。

表3-2 道路掘削工事提出書類一覧表

	提出書類一覧	提出部数			
		国道	府道	市道	私道
1	給水装置工事申込書のコピー 新設工事以外は水栓番号を記入	1	1	1	1
2	給水工事連絡表（様式-9） ※印部のみ記入	1	1	1	1
3	道路復旧工事届（様式-10） 「指定給水装置工事事業者」欄には必ず社印を捺印 ※印部のみ記入	1	1	1	1
4	舗装復旧断面図		6		
5	現場写真（3方向）		4		
6	給水工事位置図 申請地・工事施工箇所の明示（住宅地図のコピー可）	5 (6)	9 (6)	7 (5)	5 (3)
7	道路占用掘削申請図（様式-11） （新設は赤、撤去は黄で明示する） ・平面図 道路幅、側溝幅、配水管位置・口径 給水管引込位置（撤去位置） 掘削幅の距離（面積） } を記入 ・縦断図・横断図 道路幅、掘削延長、配水管位置・口径 給水管口径 } を記入	7 (6)	9 (6)	9 (5)	7 (3)
8	安全対策図 ・工事箇所及び工事看板・交通整理員・工事車両の 配置を記入 ※ 規制範囲が2箇所以上となる場合、それぞれの 安全対策図を提出すること	5 (6)	7 (6)	5 (3)	5 (3)
9	工程表	4	—	—	—
10	緊急時連絡表	4	—	—	—
11	前回の許可書	(1)	(1)	(1)	(1)
12	理由書	(4)	(4)	(3)	(1)

・期間変更の場合は6, 7, 8, 11, 12の必要部数（カッコ内数字）が必要です。

(2) 道路占用許可申請

給水管を公道に布設する場合は、道路法第32条の定めにより事前に道路管理者に対し道路占用許可申請を行いその許可を受けなければならない。

道路占用許可申請は、指定業者より提出された書類をもとに上下水道部が申請書を作成し申請を行なう。

(3) 道路使用許可申請

道路（公道・私道）を掘削する場合は、道路の一部を使用することが必要であり、道路交通法第77条の定めにより宇治警察署長に対し道路使用許可申請を行いその許可を受けなければならない。

道路使用許可申請は、施工者である指定業者が責任をもって行なうこと。また許可書の写しを宇治市水道工事受付センターに提出すること。

(4) 道路工事の届出

工事に伴う道路規制により、消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼす恐れのある場合は、宇治市火災予防条例第45条第5号の規定に基づき、道路工事届出書を所轄消防署に提出すること。

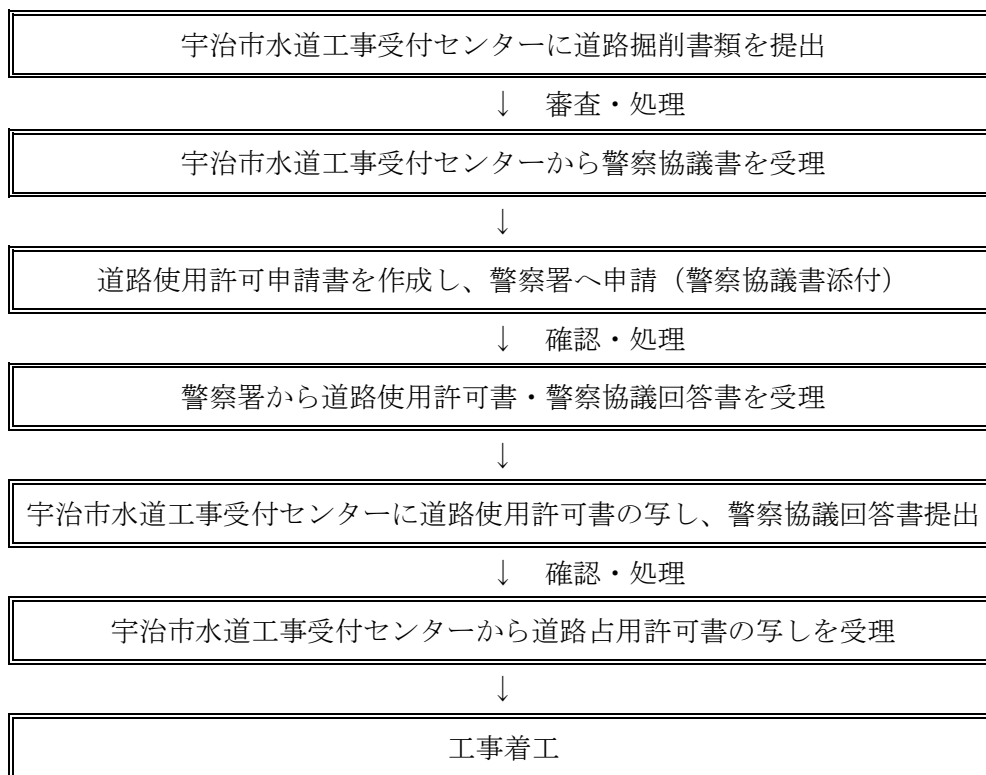
工事に伴い、路線バス運行、ゴミ収集等に支障をきたす場合は事前に関係機関と打合せを行なっておくこと。

(5) 道路工事の着工

道路占用許可・道路使用許可等を取得するまでは、理由を問わず着工してはならない。

(6) 道路占用許可等申請手続きフロー

① 公道の場合



② 私道の場合

